

確認じゃ！高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)



「一億総活躍社会」の実現に向け、「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給します。

制度概要

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者のかたを支援します。

制度の趣旨

- ・「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者のかたへの支援
- ・高齢者世帯の所得全体の底上げ
- ・平成 28 年前半の個人消費の下支え

支給対象者

下記 2 つの要件を共に満たすかたが対象です。

平成 27 年度の臨時福祉給付金の支給対象である人
(要件を満たしているにもかかわらず、給付金を受け取っていない人も含まれます。)

- ①平成 27 年度分の住民税が課税されないかたが対象です。
ただし、課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合
(住民税において、課税者の扶養となっている場合)
生活保護の受給者である場合などは、対象とはなりません。
- ②平成 29 年 3 月 31 日までに 65 歳以上になる人 (昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた人)
※年金を受給しているか否かに関わらず、2 つの支給要件を満たせば支給の対象になります。

支給額

対象者 1 人につき 30,000 円 (1 回限り)

申請方法

高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金) を受け取るためには、
基準日 (平成 27 年 1 月 1 日) 時点で、住民票がある市町村への申請が必要です。

申請書は、対象と思われる人へ郵送します。

申請期間は、平成 28 年 4 月 18 日～平成 28 年 7 月 19 日までです。

よくある質問

- Q 基準日以降から支給決定がされる前に亡くなった場合は、支給はどうなりますか。
A 基準日 (平成 27 年 1 月 1 日) および基準日の翌日以降から (申請した後に) 市町村で支給決定がされる前に亡くなった人については、支給の対象外となります。
- Q 年金を受給していることは必要ですか。
A 高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金) の支給にあたっては、年金の受給に関わらず支給要件を満たせば、支給の対象になります。

支給対象者判定チェック

1. 平成 27 年度の臨時福祉給付金 (6 千円) を受給しましたか？
(受給していない場合、支給要件に該当しますか？)
はい → 2. 生年月日は昭和 27 年 4 月 1 日より前ですか？
(昭和 27 年 4 月 1 日生まれの人も含みます)
はい → 3. 高齢者向け給付金 (3 万円) の支給対象者となる可能性があります。
いいえ → 非該当 4. 高齢者向け給付金の対象ではありません。
2. 生年月日は昭和 27 年 4 月 1 日より前ですか？
(昭和 27 年 4 月 1 日生まれの人も含みます)
はい → 3. 高齢者向け給付金 (3 万円) の支給対象者となる可能性があります。
いいえ → 非該当 4. 高齢者向け給付金の対象ではありません。
3. 高齢者向け給付金 (3 万円) の支給対象者となる可能性があります。



「高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)」や「臨時福祉給付金 (簡素な給付措置)」、「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

「臨時給付金」を装った不審な電話にご注意ください。

昨年 11 月頃、不特定の人に、「050」で始まる同一の番号から着信があり、折り返すと厚生労働省をかたる音声ガイダンスで、「あなたは臨時給付金対象である」と告げられ、メールで口座番号や名義人名などを入力するフォームに誘導される事案が発生しています。

高齢者向け給付金に関して、市町村や厚生労働省などが ATM (銀行・コンビニなどの現金自動支払機) の操作をお願いすることは、絶対にありません。

- ・ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)」を支給するために手数料の振込を求めること等は絶対にありません。
- ・市町村や厚生労働省 (の職員) などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や、警察署 (または警察相談専用電話 (#9110)) にご連絡ください。

問い合わせ先

役場町民福祉課 ☎ (86) 1157 [直通]